



# *Responsible Sourcing Policy*



高砂香料工業株式会社は、2020年2月9日に創業百周年を迎えました。お得意先様、お取引先様、また関係各社の皆様の日頃からのご支援とご厚情に、あらためて感謝申し上げます。

1920年に技術者集団として出発した当社は、「技術立脚に則り社会に貢献する」という理念を脈々と継承して参りました。「kaori」を通じて社会の人々の健康と心豊かな生活を支えていくという、当時創業者たちが抱いていた強い志は、今も変わりありません。創業101年目となる2021年度、私たちは新たな創業精神と企業理念を基に、「人にやさしく、環境にやさしく」をスローガンとするVision2040を策定し、希望に満ちた未来に向けての第一歩を踏み出しました。

私たち調達本部は、世界各地の製造拠点へ、安全・安心・高品質な原材料を、適切な時期に、適切な価格で供給するため、グローバルネットワークを活かした調達活動を進めています。また、地球環境を重視し、社会からの高い信頼を維持できるよう、原材料の調達だけでなく、事業に必要なあらゆる物やサービスの調達においても、お取引先様やその協力事業者の皆様と価値観を共有することを尊重し、今後も更にビジネスパートナーとして公正でゆるぎない信頼関係を築くことが重要であると認識しています。

昨今、資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題、労働災害や人権問題などの社会問題が世界中で懸念され、益々深刻化しつつあります。このような背景をふまえ、企業には責任ある調達の強化への要求が年々高まっており、より強固で互恵的、かつ透明性の高いサプライチェーンが益々必要になってきております。サプライヤーチェーン上でのリスクを特定し、継続的な改善を行い、持続可能性向上のための最適な対策を講じるには、全てのビジネスパートナーのご支援とご協力が必要不可欠となります。

お取引先様やその協力事業者の皆様にも、このような方針・考え方を共有しご理解頂くため、私たち調達本部では、「高砂香料 責任ある調達ポリシー」を定めました。責任ある調達推進のためにご協力いただけることを期待しております。未来の明るい社会に向けて、私たちは皆様と「共存、共栄、共生」を目指し、「共感、共鳴、共働」を実現することで、新たな価値を創造するサプライチェーンをデザインします。今まで以上に緊密な関係性を築き上げ、持続可能性のある香料産業を共に醸成し、「kaori」を通じて社会に貢献するバリューチェーンの構築に、ぜひ皆様のお力をお借りしたいと存じます。

高砂香料工業株式会社  
取締役 常務執行役員 調達本部長 水野直樹

## 目次

1 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」の意義	3
2 責任ある調達の目的	3
3 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」策定のアプローチ	4
4 責任ある調達の目標	4
5 責任ある調達における三本柱	5
6 お取引先様各社による責任ある調達の実現	
6.1 ガバナンス	6
6.1.1 意思決定のプロセスと構造	
6.1.2 トレーサビリティ	
6.2 環境	7
6.2.1 汚染防止	
6.2.2 持続可能な資源利用	
6.2.3 気候変動の緩和	
6.2.4 環境保護、生物多様性、自然生息地の回復	
6.3 社会	8
6.3.1 人権	
6.3.2 労働慣行/EHS	
6.3.3 公正な事業慣行	
6.3.4 消費者問題	
6.3.5 コミュニティ	



## 1 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」の意義

当社は、私たちが現在直面し、また今後直面するであろう主要な社会的、経済的、環境的な課題の解決に貢献することが、上場会社としての使命であると考えています。このような観点から、当社は、バリューチェーンの重要な要素である調達について、「高砂香料 責任ある調達ポリシー」を策定し、このポリシーに基づいて、以下を実行します。

- 当社における責任ある調達の基準を設定し、お取引先様及び社内関係者に共有します。
- お取引先様には、上記の基準の遵守を確認する為の質問票にご回答頂きます。
- 上記の基準の充足状況をモニタリングします。
- これらにより、確実に当社における責任ある調達の基準が遵守されるようにします。

## 2 責任ある調達の目的

当社が、責任ある調達を通じて目指すことは、「持続可能な調達を行うことにより、ステークホルダーに長期的な社会的、経済的、環境的利益を提供する」ことです。

## 3 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」策定のアプローチ

社会的、経済的、環境的な理想は普遍的なものです。いわゆる責任ある調達の考え方が遵守されるようにするためには、多くの方法があります。そこで、当社は、お取引先様が責任ある調達の原則を確実に実行できるように、当社のポリシーを国際的に認められた基準と慣行にできるだけ合致させることにより複雑さを軽減し、効率とコンプライアンスプロセスの速度（緊急性）を高められるようにしています。すなわち、当社のポリシーは ISO 26000<sup>®</sup> および SMETA<sup>®</sup> の原則と整合しており、UN 17 SDGs を支持して策定されています。

## 4 責任ある調達の目標

当社の責任ある調達の目標は、「2025年までに、当社の優先購入原材料の100%を責任ある調達基準に準拠させる」ことです。

### 優先購入原材料とは

- 当社独自の評価方法(国際基準に整合するTAKASOURCE<sup>®</sup>等)により、入手困難とされる原材料のことを指します。
- 化石由来であれ、その他の出発原料由来であれ、現在業界において代替のない原材料は該当しません。

### 責任ある調達基準の内容

- 責任をもって管理された再生可能資源から作られている原材料を調達すること、且つ、
- 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」及びその他の関連ポリシー(例:「高砂香料グループサプライヤー行動規範」など)に準拠したお取引先様やその協力事業者様によって製造されている原材料を調達すること。

# 5 責任ある調達における三本柱

当社は、責任ある調達を実現するため、次の3つを主要な柱と位置づけています。1. 社内関係者の役割、2. お取引先様の義務、ならびに 3. 原材料に関する「情報提供、評価、検証」のプロセスです。

## 社内関係者の役割

- a) 社内関係者は、「高砂香料 責任ある調達ポリシー」及びその他の関連ポリシー(例:「高砂香料グループサプライヤー行動規範」など)を設計し、共有します。
- b) 社内関係者は、その全員が当社の「高砂香料 責任ある調達ポリシー」の要件とコミットメントに精通し、これを遵守するように努めます。

## 高砂香料のお取引先様の義務

- a) お取引先様各社は、「高砂香料グループサプライヤー行動規範」及び「高砂香料 責任ある調達ポリシー」を遵守します。コンプライアンス違反が特定された場合はその違反を是正するための計画を当社と共有します。
- b) お取引先様各社は、当社の質問票及びグローバル基準に整合したアンケート(例えば Sedex SAQ<sup>®</sup>)に回答し、結果を当社と共有します。
- c) CSR 監査済みのお取引先様は、高砂香料またはその他の責任ある調達承認基準(SMETA、ISO 20400<sup>®</sup>、SA 8000<sup>™</sup>、ECOCERT<sup>®</sup> ESR、Fair for Life<sup>®</sup>など)に準拠します。

## 原材料に関する「情報提供、評価、検証」のプロセス

- a) 当社が購入した原材料に関して、「高砂香料 責任ある調達ポリシー」要件に違反している可能性がないかを机上にて審査し、特定します。
- b) 当社は上記で特定された原材料の違反可能性について更なるアンケート、訪問、監査などのデューデリジェンスを実施します。
- c) 当社は確認されたすべての非準拠原材料の改善策を検討し、実施します。
- d) 当社にとって特に重要な原材料については、当社はサプライチェーンによる川上統合など、「TaSuKI(たすき)<sup>®</sup>」固有のプログラムを積極的に計画し、実行します。



# 6 お取引先様各社による責任ある調達の実現

当社は、お取引先様各社及びその協力事業者様が以下に説明する要件を熟読して理解し、自ら遵守することを期待します。

## 6.1 ガバナンス

### 6.1.1 意思決定のプロセスと構造

- 1. お取引先様は、サステナビリティに資する責任ある調達ポリシーを作成し、これをすべてのステークホルダーと共有します。
- 2. お取引先様は、調達業務で「持続可能な調達」を実践し、自ら模範を示します。そして、お取引先様のサプライヤーの倫理的行動を評価管理する仕組み(Sedex等)を導入すると同時に、社内に専従部署を設置し、責任ある調達の課題(人権、EHS、ビジネス倫理など)の特定と遵守を推進し、その運用を見える化します。
- 3. 商品及びサービスのライフサイクルを考慮し、それらが社会、経済及び環境に与える影響について説明責任を果たします。
- 4. 社会、経済及び環境に影響を与える調達の決定と活動は、透明性を確保した上で行う必要があります。また、お取引先様のサプライヤー(二次原料以降も含む)にも同様の透明性を確保することを奨励します。
- 5. 倫理的に行動し、サプライチェーン全体にもその行動を促します。
- 6. 調達活動により影響を受けるステークホルダーを特定し、それらの利益を尊重するように考慮します。
- 7. サプライチェーンを通じて、法、人権、国際規範及び環境を尊重します。また、お取引先様のサプライヤー(二次原料以降も含む)に対しても、これら規則の遵守に積極的に取り組むことを推奨し、必要があればコンプライアンスの状況を評価します。
- 8. サステナビリティの目標に取り組むための変革的ソリューションを模索し、サプライチェーン全体でより持続可能な結果を促進するために革新的な調達慣行を奨励します。
- 9. 需要を予測し、可能な限り、より持続可能な代替案を模索します。
- 10. 持続可能な結果を最大化するために、すべての既存の調達慣行にサステナビリティを確実に組み込みます。
- 11. 調達により組織が負担する総費用だけでなく、社会、環境、経済に対する費用と便益も考慮します。
- 12. サステナビリティの課題に関して、バリューチェーン及びサプライチェーンにおいて高い関連性と重要性を有するお取引先様、その協力事業者様、及びその他のステークホルダーと双方向のコミュニケーションプロセスを確立します。
- 13. 調達プロセスに関与するすべての従業員の間で、持続可能な開発に対する意識を高めます。

### 6.1.2. トレーサビリティ

原材料のトレーサビリティは、顧客、消費者、市民社会全般から求められる不可欠な要件です。一次供給源(場所及び生産者)に至るまで、完全に追跡可能なサプライチェーンの透明性を追求します。



## 6.2 環境

### 6.2.1 汚染防止

1. 有効な製造許可の下、決められた製法に則り製造します。
2. 法的に承認された製法、原材料及び包装材料のみを使用して製造します。
3. 危険物及びその他法規制に該当する原材料は、製造元の推奨事項及び法的要件に従って保管、取り扱い、使用、廃棄します。
4. 製造工程及び業務プロセス上で発生する廃棄物を適切に管理して環境への影響を低減すると共に、必要な規則及び規制の遵守を確実にするための手順を整備します。
5. 製造工程及び業務プロセス上で発生するリサイクル対象の固体、液体、大気排出物は、すべて必要な規則及び規制に沿って、自社または認可リサイクル会社により処理します。
6. 輸送の環境に対する影響に配慮し、これを低減するために物流 KPI を整備します。製品の輸送は必要な規則及び規制に準拠して行います。

### 6.2.2. 持続可能な資源利用

#### 6.2.2.1 資源

1. 製品及び包材は、水を含む持続可能かつ再生可能な資源を使用して製造します。
2. 資源利用についての削減目標、戦略、計画を策定し、その実施状況をモニタリングします(リサイクル、再利用、回収される資源、環境効率などを含む)。

#### 6.2.2.2. エネルギー

1. 製品及び包材は、持続可能に管理された再生可能エネルギーを使用して製造及び配送します。
2. エネルギー利用についての削減目標、戦略、計画を策定し、その実施状況をモニタリングします。

### 6.2.3 気候変動の緩和

1. GHG<sup>(1)</sup> 排出量は、製品または包材ごとに個別に測定します(LCA<sup>(2)</sup>)。
2. 京都議定書に準拠する最終目標を設定した GHG 排出量モニタリング、削減/代替の目標、戦略及び計画を整備します。

### 6.2.4 環境保護、生物多様性、自然生息地の回復

#### 6.2.4.1 自然保護

1. 高い保護価値(HCV<sup>(3)</sup>)を有する土地を特定し、それらの地域内及び周辺においては製品及び包材の生産を行わないものとします。
2. 森林、泥炭地/湿地、マングローブ(高炭素蓄積)に悪影響を与えていない製品または包材を供給します。製品及び包材の基となる原材料ならびに製造工程自体が悪影響を与えていないことも確認する必要があります(例えば、蒸留工程のエネルギーは、持続可能に管理された再生可能エネルギー由来であるかどうか、等。前述 6.2.2.2 参照)。
3. 製品及び包材は、その輸送において、海、川及び地下水への直接的な悪影響を与えていないものでなければなりません。供給する製品及び包材の原材料の収穫並びに製造工程自体が、その場所に悪影響を与えていないのかも合わせて確認する必要があります。
4. 製品及び包材の製造に使用する遺伝子組換え生物は、規制に準拠している必要があります。
5. 製品及び包材に使用する農業と肥料は、規制に準拠している必要があります。
6. 名古屋議定書、ワシントン条約など、必要なすべての主要な国際環境保護法を遵守する必要があります。

## 6.3 社会

### 6.3.1 人権

1. お取引先様は、人権に関する要件についてSedex SAQまたは他の国際的基準に準拠する必要があります。これらの基準への準拠が不完全な場合は、SMETA または他の監査スキームを用いて、人権や国連の原則その他の公認の同様の基準を実施する必要があります。
2. 事業を行おうとする地域において、紛争、政情不安、マイノリティの権利侵害、腐敗等人権に関する危機的侵害があることを知った場合、またはその疑いが強い場合には、常に、適切かつ有効な手順を整備した上で、徹底したデューデリジェンスを実施し、原材料のサプライチェーン全体において上記のいずれの可能性もないことを確実にする必要があります。
3. 調達部門は、人権を遵守していないお取引先様の活動に支援または加担してはなりません。
4. 苦情及びコンプライアンス違反の報告及び改善の手続きを整備し、これらの報告等に対しては、平等で独立した対応をすることが求められます。このプロセスは、あらゆる種類のポリシー違反の疑いから内部告発者を保護するために必要です。
5. 調達プロセスの中に、特に社会的弱者に対する差別慣行が含まれないようにする必要があります。
6. 市民権及び政治的権利を尊重しないお取引先様との取引は停止します。
7. 現地の法律及び法令に定められている経済的、社会的、文化的権利を侵害しているお取引先様との取引は停止します。
8. 児童労働、強制労働、差別、過酷または非人道的な扱いがバリューチェーンの中で発見された場合は、そのお取引先様との取引関係を直ちに停止します。

### 6.3.2 労働慣行/EHS

#### 6.3.2.1 労働条件及び社会的保護

1. 雇用の最低年齢、夜間及び危険な状況での就労の禁止については、その国の法律及び法令に従います。ILO<sup>(4)</sup> 勧告により、いかなる状況であっても、15 歳未満の労働は禁止され、夜間及び危険な作業の場合は 18 歳未満の年齢の従業員を労働に従事させることはできません。児童労働(法令により、または ILO 定義による 15 歳未満)が判明した場合は、ただちに停止しなければなりません。児童労働を行っていることが判明した場合、その児童が雇用の最低年齢に達するまで、質の高い教育を無料で与えるプログラムを開発し、またはかかるプログラムに参加する必要があります。
2. 採用プロセスと雇用は公平に行います。透明性を保ち、差別(性別、人種、宗教、年齢、及びILO 定義の 1973 年最低年齢条約(第 138 号))は行いません。
3. 雇用条件は法律及び法令に準拠します。雇用条件は、従業員が理解できる書面に明記し、これを確認した上で両当事者が署名し、その書面の原本を雇用前に従業員に手渡す必要があります。有期の雇用契約を利用する場合も、それに関する法律及び法令に準拠しなければなりません。
4. 報酬は公平を保ち、法律及び法令に準拠します。すべての支払いを、完全なトレーサビリティのために正式に記録する必要があります。
5. 労働時間、休日、残業については、法律及び法令に従います。それらの補償についても同様です。国の規制よりも低い場合は、ILO の勧告に対する調整が検討される必要があります。
6. 法律及び法令に従って、従業員のための医療保護制度を整備する必要があります。
7. 法律及び法令に従って、従業員のための年金制度を整備する必要があります。
8. 従業員を客観的に評価し、育成するために、公平な「S.M.A.R.T<sup>(5)</sup>」パフォーマンス管理システムと必要なトレーニングの制度を整備する必要があります。
9. 懲戒及び雇用終了の手続は、法律及び法令で許可されている場合に限り認められます。また、その場合における賃金控除の可能性を含む詳細な離職条件、懲戒及び雇用終了の手続きが差別によらないことを従業員に説明し、その内容を雇用契約に記載しておく必要があります。

#### 6.3.2.2 社会的対話

雇用主は、法律及び法令に従って、団体交渉のために従業員が労働組合に参加する自由、または労働組合を立ち上げる自由を与える必要があります。

### 6.3.2.3 労働における安全衛生

1. 事故及び傷害の総合的な管理システム(記録、是正措置、予防措置、モニタリング、改善計画)を整備する必要があります。
2. 安全な作業環境、工程、機器(個人用保護具を含む)を維持する必要があります。
3. 作業環境、工程及び生産設備は、関連するすべての基準、法律、規制、及び営業許可証に準拠する必要があります。
4. 安全衛生の被害を防ぐために主要なリスクを特定、評価し、効果的な管理を行います。労働関連の負傷や疾病を積極的に予防するために十分な措置を講じる必要があります。
5. 緊急時の手順及び設備を整備し、従業員へ必要な知識を身に付けるための適切なトレーニングを定期的実施する必要があります。
6. 従業員の特定の業務及びリスクに関連するトレーニングを、雇用前に実施し、雇用期間中も定期的に維持する必要があります。
7. 晒されるリスクに応じた個人用保護具を常に利用可能な状態に維持し、従業員が必要に応じていつでも交換できるようにする必要があります。

### 6.3.2.4 職場での人材育成とトレーニング

1. 従業員に対し、業務を実行するために必要な効果的かつ安全な方法によるトレーニングを、雇用前及び雇用中に無料で提供することを推奨します。
2. 従業員に対し、定期的なトレーニングと育成の機会を提供し、必要なトレーニング費用は雇用主が負担することを推奨します。そのようなトレーニング中、従業員に対し、就労の免除、トレーニングのための休暇を完全に与えることを推奨します。

8. 法律及び法令に従って、現場での医療支援を整備します。他の適切な輸送手段が利用できない場合、雇用主が最寄りの医療センターへの医療移送に対応する必要があります。
9. 安全で適切な衛生設備、ロッカー、更衣室、飲料水を備えた衛生的な職場環境を提供する必要があります。
10. 従業員へ健康的な、質の高い、手頃な価格の食事と飲料水を提供し、就労の現場に社員食堂を提供することを推奨します(就労の現場から徒歩5分圏内でそのような食事と飲料水が入手可能でない場合)。
11. 効果的で、公共交通機関が利用可能でない場合、雇用主は、最寄りの公共交通機関の場所から現場まで、安全で効果的かつ無料の交通手段を提供することを推奨します。
12. 安全かつ衛生的で、十分なプライバシーが確保される住居を提供する必要があります。従業員への住宅費の請求は、一部補償、または免除することを推奨します。



## 6.3.3 公正な事業慣行

### 6.3.3.1 腐敗防止

1. 贈収賄、汚職(財政的なものも含む)、贈答品の交付は禁止されています。法律及び法令に沿った懲戒処分を伴う行動規範を確立し、これをすべてのお取引先様及び社内関係者に確認、共有する必要があります。業務の性質上、注意を要する従業員はすべて、ビジネスインテグリティトレーニングに出席し、行動規範に従う旨の書面に署名する必要があります。
2. 所定の社内規定により認められた「標準的な」会食の値段を超えるいかなる接待も禁止します。これは、高砂香料の従業員を招待する場合にも適用され、返礼も招待と同じ原則に沿って行う必要があります。

### 6.3.3.2 公正な競争

1. 独占禁止法及び反ダンピング策を支持し、遵守します。
2. 利益相反は禁止し、明確な違反や疑わしいケースは、適宜報告の上、検証します。
3. 受注は明確な根拠に基づいて行い、合意条件が記載された売買契約書を作成し、これを商品受領前に買主と売主の両方で保管します。取引条件が曖昧になることを回避するために、調達から支払いまでの主要なすべての取引手順を適切に文書化する必要があります。

### 6.3.3.3 バリューチェーンにおける社会的責任の推進

1. 商品代金の支払いは、合意された通りの期限を遵守して完全に実行する必要があります。
2. 事前に合意された規格に合致しない不合格ロットは、ただちにお取引先様に返却します。
3. 競争力に悪影響がない限り、透明性のあるコスト試算に基づく安定価格を定めた長期契約の締結を推奨します。
4. 公正価格の原則について取引当事者間で協議する必要があります。
5. 代金の事前支払い、品質またはサステナビリティ改善に関するインセンティブの付与等、小規模事業者に対する財政支援メカニズムについて、取引当事者間で協議する必要があります。
6. 社会的対話と改善を促進するため、合法的に設立された生産者の協同組合の成立を支援することを推奨します。

### 6.3.3.4 財産権の尊重

土地に関する権利、知的財産権及び技術に関する権利を、法令に従って遵守します。

## 6.3.4 消費者問題

### 6.3.4.1 持続可能な消費

1. 供給される原料の一次供給源に至るまでのトレーサビリティを確保し、文書化する必要があります。
2. 現実的に可能な限り、フェアトレード、オーガニック認証についての問い合わせに対して回答出来るよう準備する必要があります。保有するフェアトレード/オーガニック認証について情報を共有する必要があります。



## 6.3.5 コミュニティ\*

1. 活動する地域コミュニティの文化、組織、制約、ニーズ(デューデリジェンス)を理解し、これらを尊重する必要があります。これに資するサポートプログラムを、地域コミュニティの関与のもとで設計し、実行することを推奨します。
2. 小規模事業者の子供たちの教育へのアクセスが制限されている場合は、国の機関の承認を得た上で、インフラの改善、教材と機器の供給、教師の雇用に対する財政支援、奨学金の支給、学校に通わせる等のインセンティブスキームによるサポートプログラムを検討することを推奨します。
3. 社会から求められる CSR、トレーサビリティ、及びサプライチェーン管理の要件に沿って、資源の生産、収集、及び転換を行うことにより、当該地における雇用の創出と維持を図ること及び消費国ではなく原産国における現地加工、価値の付加を行うための投資を検討することを推奨します。
4. 原産国への直接投資が確認され、権利が確実に保護されている場合は常に、現地の能力開発及び技術移転オプションの支援を検討する必要があります。
5. 富と収入の創出
  - [1] 原産国における価値の付加/加工が実現可能な場合は、常にこれを想定し、優先する必要があります。
  - [2] 長期的な価格の維持と供給の安定性及び CSR コンプライアンスを実現するために、取引当事者相互の商業的コミットメントに基づく公正な価格メカニズムを検討する必要があります。
6. 健康
  - [1] 生産者コミュニティのために、適切な価格による産院や薬局等のプライマリ・ヘルス・ケアへアクセスを促進する必要があります。
  - [2] 生産者のコミュニティ、特に子供たちや社会的弱者のために、生活用水や清潔な飲料水の確保を促進する必要があります。
  - [3] 生産者の子供たちが通学する学校における衛生設備の確保を促進する必要があります。
  - [4] 生産者の子供たちや社会的弱者に対する食事支援を検討します。自然災害の場合のスポット的な支援だけでなく、適切なデューデリジェンスを行った上で定期的な支援をする必要があります。

### 用語及び定義

- \*1 ISO 26000: 社会的責任(Social Responsibility)に関するISO規格。持続可能な発展への貢献を実現するために、あらゆる種類の組織に適用可能な社会的責任に関する包括的な手引書。
- \*2 SMETA: Sedex Members Ethical Trade Auditの略。Sedexの会員企業や監査会社から構成されるSedexステークホルダーフォーラム(SSF)が、社会・環境に関する監査に関するベストプラクティスを集約して開発した監査スキーム。
- \*3 TAKASOURCE: TAKAsago SOURcing with Responsible Care and Ethicsの略。持続可能性の判断基準となる三つの次元(社会、環境、経済)の潜在的なリスクを特定し、各供給元(原材料/お取引先様)を評価し、適切なお取引先様を選択する手法。
- \*4 Sedex: Supplier Ethical Data Exchangeの略。サプライヤー倫理データ交換 2004年に英国で設立された、サプライチェーンにおける責任あるビジネス慣行の実現をめざし、企業の倫理情報を管理・共有するプラットフォームを提供する非営利団体。
- \*5 SAQ: Self-Assessment Questionnaireの略。自己評価アンケートのこと。
- \*6 ISO 20400: 持続可能な調達に関する手引きを提供するISO規格。組織の調達活動において、法・倫理・環境・人権等の社会的責任の観点も含め、将来にわたって持続可能であることに貢献することを目的に作成された。
- \*7 SA 8000: Social Accountability 8000は、米国のNGOであるSAI(Social Accountability International)が公表している、国際人権宣言、ILO条約、その他の国際的な人権・労働に関する国家法規に基づいた、すべての従業員の権利の行使及び従業員の保護のための国際規格。
- \*8 ECOCERT: 農産物をはじめ、加工食品、畜産物、化粧品、コットン、その他様々な有機認証を提供する国際有機認証機関。
- \*9 Fair for Life: スイスにある認証機関IMO(Institute for Marketecology)が認定したフェアトレード認証。サプライチェーンに携わる全ての人々に健全な労働環境を整備することを目的としており、そのビジネスが社会的責任や環境への責任に沿って形成されていることを認証する。
- \*10 TaSuKI(たすき): Takasago Global Procurement Sustainability Key Initiativesの略。戦略的原料の持続可能な調達を目的とするプログラム。
- \*11 GHG: Greenhouse Gasの略。温室効果ガス。
- \*12 LCA: Life-Cycle Assessmentの略。製品やサービスに対する環境影響評価の手法。
- \*13 HCV: High Conservation Valueの略。なお 高い保護価値(HCV)を有する地域とは、これらの価値が顕著に有意義である、または非常に重要であると考えられる自然生息地として定義される。HCVの概念は元々、森林管理協議会(FSC)によって策定され、顕著かつ非常に重要な森林地域一保護価値の高い森林(HCVF)を定義するために役立つ、森林管理認証で使用される。
- \*14 ILO: International Labour Organizationの略(国際労働機関)。
- \*15 S.M.A.R.T.: 目標設定を行う際の注意すべき5つのポイントの頭文字をとったもの。目標が設定される際、目標を具体的、測定可能、達成可能、関連付け、期限付き、にすること。
- \*16 コミュニティ: 「高砂香料 責任ある調達ポリシー」で述べる意味は、住居集落又はその他の社会的集落が存在し、組織の所在地又は組織が影響を及ぼす地域に物理的に近接する地域。



## 高砂香料工業株式会社

1st January 2020 – Version 1, Ecocert Expert Consulting assessed